

重 点 事 项

1 社会福祉法人制度の見直しについて

社会福祉法人制度の見直しについては、社会保障審議会福祉部会において、平成16年2月以降6回にわたり議論が行われ、当面行うべき措置として、同年12月8日に意見書が取りまとめられたところである。これを踏まえ、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日。厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）等について、所要の改正を行う予定である。

具体的な内容としては、

ア 公益的取組を推進することが社会福祉法人の経営理念の一つであることを明確にすること、

イ 理事会が法人の重要事項について決定する際には評議員会の同意が必要とされているが、これを見直し、意見を聴くことで足りることとすること、

ウ 理事のうち施設の職員である者が理事総数の3分の1を超えてはならないという規制を廃止すること

などであり、これらは、法人の自主的・自律的・機動的な活動に資するものであると考えている。

なお、理事会及び評議員会の在り方等については、公益法人改革の動向等を見ながら引き続き検討することとしている。

2 個人情報の保護に関する法律の施行について

(1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の全面施行（平成17年4月1日）に向け、個人情報取扱事業者である社会福祉事業を実施する事業者（以下「福祉関係事業者」という。）が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するためのガイドラインを平成16年11月30日付けで定めたところ（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）である。

いよいよ来月から個人情報取扱事業者の義務規定などが全面施行される。福祉関係事業者は、それまでにどのような個人情報を保有しているのかを把握し、個人情報を保有する目的を公表するなどの準備が必要であるので、このガイドラインなどを活用しつつ、円滑な法の施行に遺漏のないよう貴管内の関係機関・関係団体に対する指導方よろしくお願ひしたい。

(2) 本ガイドラインの対象となる事業者は老人関係を除く福祉関係事業者一般である。

なお、老人関係の福祉関係事業者が保有する個人情報については、別途「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」が、昨年12月24日付けで定められている。（医政局長、医薬食品局長、老健局長連名通知）

また、共同募金会、日本赤十字社なども法の対象となるので、御留意願ひたい。

(3) 対象となる情報は、福祉サービス利用者のみならず、利用者の家族、施設の職員、ボランティア等の個人情報も含まれる。

また、法は、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等には適用されないため、これらの機関が行う事業については、本ガイドラインの対象から除かれるが、地方公共団体等が行う事業についても個人情報の適正な取扱いをお願ひしたい。

なお、法令上「個人情報取扱事業者」として義務等を負うのは、識別される特定の個人の数の合計が過去6ヶ月以内のいずれの日においても5,000を超えない事業者を除くものとされているが、個人情報取扱事業者に当たらない事業者にあっても、法令や本指針等の趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに取り組むことが期待されている。

(4) 福祉関係事業者の主な責務は以下のとおりである。

- ア 利用目的の特定等（利用目的はできる限り特定しなければならない。）
- イ 利用目的の通知等（個人情報を取得した場合は速やかに本人に通知し、又は公表しなければならない。）
- ウ 個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保
- エ 安全管理措置、従業者の監督及び委託先の監督（データ漏洩時の報告連絡体制を整備すること等。）
- オ 個人データの第三者提供の制限（法令に基づく場合等を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない。）
- カ 原則として本人から個人データの開示を求められた場合には、開示しなければならない。（ただし、本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合には開示しないことができる。）

(5) なお、法第51条及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第11条の規定により、各都道府県、政令指定都市及び中核市は、福祉関係事業者に対し、法第32条（報告の徴収）、法第33条（助言）及び法第34条（勧告及び命令）の権限を有することとなるので、福祉関係事業者における個人情報の保護に関する指導監督につき、遺漏なきよう期されたい。

(6) また、全国社会福祉協議会においては、別途、①各施設種別協議会及び社会福祉協議会への周知を図るとともに、②「Q&A集」を作成することを予定していることを申し添える。

なお、厚生労働省においては、現在、都道府県社会福祉協議会を個人情報保護団体として認定することについても検討を進めているところである。

3 福祉事務所について

(1) 自立支援プログラム導入にあたっての組織的な対応について

福祉事務所においては、平成17年度から生活保護にかかる自立支援プログラムを導入し、被保護者の課題に即して自立を支援する機能の充実を図ることとしている。

については、この取組が効果的に行われるよう、ハローワークとの連携の強化、地域における福祉資源の活用、職員に対する研修の充実等に努めるとともに、所長、課長等の幹部職員を始めとした組織的な対応が図られるよう特段のご指導を願いたい。

(2) DV・児童虐待等への対応について

平成16年12月に施行された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正では、福祉事務所は、関係機関等との連携に加え、新たに生活保護法等関係法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないことが明記された。また、児童虐待の防止等に関する法律の一部改正において、被害児童の安全確認、児童相談所への送致を福祉事務所も行うこととするなど、児童虐待防止策の充実・強化が図られたところである。

については、福祉事務所におけるこれらの被害の未然防止、被害者に対する支援等の業務が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、関係機関との連携の強化などにご支援願いたい。

(3) 福祉事務所現況調査の実施について

全国の福祉事務所の組織及び職員の状況等を把握し、その運営指導に関する基礎資料を得ることを目的として、毎年福祉事務所の現況調査を実施しているところであるが、平成17年度においても調査項目等の見直しを行った上で実施する予定であるので、ご協力方よろしく願います。

4 共同募金会について

(1) 平成17年度における共同募金運動について

共同募金の推進については、その実施万般にわたり種々の御支援をいただいているところであるが、平成17年度においてもより多くの国民の参画が得られ、地域に密着した福祉ニーズに柔軟に対応した配分を目指しているので、募集、配分の両面にわたる周知について、引き続き特段のご支援をお願いします。

(2) 準備金制度の充実

各都道府県共同募金会においては、災害発生時のボランティア活動を支援することなどを目的に共同募金の一部を準備金として積み立てているが、今般発生した新潟県中越地震においては、準備金制度創設後初めて各都道府県共同募金会の準備金の一部を新潟県共同募金会に支出し、ボランティア活動を効果的に支援することができたところである。

本制度の充実について、中央共同募金会を中心に種々検討されているので、今後とも共同募金会と連携を図り、制度の把握に留意願いたい。

5 社会福祉事業功労者に対する厚生労働大臣表彰について

厚生労働大臣表彰の実施にあたっては、例年、候補者の推薦、被表彰者への連絡等種々のご協力を賜っているところであるが、平成17年度においても、表彰要綱を早期に確定し、候補者の推薦依頼等を行うこととしているので、候補者の功績内容の精査及び氏名の確認等に特段のご協力をお願いする。

なお、今回から社会福祉事業施設従事功労者としての経歴と社会福祉事業施設の長としての経歴を通算できる扱いとする予定であるので、候補者の推薦に当たりご留意願いたい。

(参考) 平成17年度全国社会福祉大会日程 (予定)

- ・開催日 平成17年11月4日(金)
- ・場 所 日比谷公会堂(東京都千代田区日比谷公園内)

連 絡 事 項

平成17年度社会・援護局関係主要行事予定<社会関係>

月	行 事	開催場所	所 管	備 考
4月				
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年全国赤十字大会 ・災害救助法施行事務担当者全国会議 ・福祉人材センター全国連絡会議 	明治神宮会館 厚生労働省 東京都	総務課 保護課 福祉基盤課	5月20日 5月下旬 5月25日～26日
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・被保護者全国一斉調査等調査担当者事務打合会議 ・全国社会福祉研修実施機関代表者連絡会議 	厚生労働省 神奈川県	保護課 福祉基盤課	6月上旬 6月23日～24日
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護担当ケースワーカー全国研修会 	東京都	保護課	7月上旬
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・全国生活保護査察指導員研究協議会 	東京都	指導監査室	8月24日～26日
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・第24回全国社会福祉施設経営者大会 	新潟市	福祉基盤課	9月8日～9日
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・共同募金運動 ・第14回全国ボランティアフェスティバル火の国くまもと 	全 国 熊本県	総務課 地域福祉課	10月～12月 10月29日～30日
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度全国社会福祉大会 ・第74回全国民生委員児童委員大会 	日比谷公会堂 静岡県	総務課 地域福祉課	11月4日 11月9日～10日
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・いのちの電話フリーダイヤル週間 ・平成17年度全国福祉栄養士協議会研修会 	滋賀県	地域福祉課 福祉基盤課	12月1日～7日 12月2日～3日
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・全国厚生労働関係部局長会議 ・第18回社会福祉士国家試験・介護福祉士国家試験 (筆記試験) 	厚生労働省 全国各会場	厚生労働省 福祉基盤課	1月下旬 1月下旬
2月				
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・社会・援護局関係主管課長及び障害保健福祉関係 主管課長会議 ・第18回介護福祉士国家試験(実技試験) ・生活保護関係全国係長会議 	厚生労働省 全国各会場 厚生労働省	書記室 福祉基盤課 保護課	3月上旬 3月上旬 3月上旬